

平成十二年總理府令第五十九号

原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令  
原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律五百五十六号）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）を実施するため、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読み替えに関する総理府令を次のように定める。

1 原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）についての災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			災害復旧事業費
2	別表第二 第三号	災害復旧事業の 業費	原子力災害事後対策の 原子力災害事後対策の 原資
		災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する 原資
		原子力緊急事態宣言（原子力緊急事態宣言） 言をいう。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同条第四項に規定する原子力緊急事態解 除宣言をいう。）があるまでの間における災害対策基本法施行規則の次の表の上欄に掲げる規定 の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句とする。	原子力災害事後対策（原子力災害事後対策特別措置法第二条第七号に規定する原子力災害事後対策をい う。以下本条及び別表第一第三号において同じ。）に要する経費

放射性物質により汚染された道路、鉄道、港湾その他の交通網の状況  
放射性物質によるその他の汚染の状況

ホ 二  
リ 災者による事項

イ 一  
ロ 避難のための立退きをした者の人員及び世帯数並びにその区域  
避難のための屋内への退避をした者の人員及び世帯数並びにその区域

四 ロ  
イ 被害額に関する事項  
指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき被害以外の物的被害の概算額